

特定建設業の許可基準はどうなっているか

質問

特定建設業の許可を受けたいと思います。許可の基準を教えてください。

回答

一般建設業と同様に、許可の基準が設けられている項目には、「経営業務管理責任者」「営業所専任技術者」「誠実性」及び「財産的基礎」の四つがあります。ただし、特定建設業の許可の基準は、下請保護の観点から一般建設業に比べて厳しくなっているとともに、種々の規制が設けられています。

また、特定建設業の中でも、指定建設業である建築工事業の許可基準は、指定建設業以外の許可基準に比べ営業所専任技術者の要件が厳しくなっています。

解説

一 経営業務管理責任者等

経営業務管理責任者等

法人の場合にはその役員のうち常勤であるものの一人が、個人の場合にはその者又はその支配人

のうち一人が一定要件に該当する者であることなどが必要とされており（建設法七条一号）、具体的な内容は一般建設業の要件と同じですから、「一般建設業の許可基準はどうなつていてるか」を参照してください（建設法一五条一号・七条一号）。

二 営業所専任技術者

営業所専任技術者

特定建設業の許可を受けようとする者は、次のいずれかの要件を満たす技術者を営業所ごとに置く必要があります（建設法一五条二号）。

① 國土交通大臣が定める試験に合格した者及び免許を受けた者
建築工事の場合、次のア、イが該当します。

- ア 一級建築施工管理技士

- イ 一級建築士

② 指定学科（國土交通省令で定める学科として大工内装工事等建築一式工事以外の建築工事業の場合は、「建築学又は都市工学に関する学科」）が定められています（建設則一条。）を卒業後、
ア 高等学校（旧実業学校を含みます） 五年以上
イ 高等専門学校（旧専門学校を含みます） 三年以上

- ウ 大学（旧大学を含みます） 三年以上

の実務経験を有する者のうち、発注者から直接請け負い、その請負金額が四、五〇〇万円以上のものに關して二年以上指導監督的な実務経験を有する者（建設令五条の三）

③ 國土交通大臣が①又は②と同等以上の能力を有するものと認定した者

ただし、施工技術（設計図書に従つて、建設工事を適正に実施するためには必要な専門の知識及びその応用能力をいいます。）の総合性、施工技術の普及状況その他の事情を考慮して定められた次に掲げる七つの業種（これを「指定建設業」といいます。）の許可を受けようとする者にあっては、その営業所ごとに置くべき専任の者は、①に該当する者又は③により國土交通大臣が①に掲げる者と同等以上の能力を有するものと認定した者でなければならないとされています（建設法一五条二号、建設令五条の二）。

- a 土木工事業
- b 建築工事業
- c 電気工事業
- d 管工事業
- e 鋼構造物工事業
- f 鋪装工事業
- g 造園工事業

三 誠実性

一般建設業の要件と同じように、法人の場合にはその法人又はその役員若しくは建設業法施行令三条で定める使用人が、個人の場合にはその者又は同令三条で定める使用人が、請負契約に關して

財産的基礎

不正又は不誠実な行為をするおそれが明らかな者でないことが必要です（建設法一五一条一号・七条三号）。

四 財産的基礎

発注者との間の請負契約で、その請負代金の額が八、〇〇〇万円以上であるものを履行するに足りる財産的基礎を有することが必要です（建設法一五三条三号、建設令五条の四）。

参考法令

- 建設業法
- 第七条（許可の基準）
- 第一五条（許可の基準）
- 建設業法施行令
- 第五条の二（法第一五条第二号ただし書の建設業）
- 第五条の三（法第一五条第二号ロの金額）
- 第五条の四（法第一五条第三号の金額）
- 建設業法施行規則
- 第一条（国土交通省令で定める学科）

建設業を変更・廃業するときの届出はどのようにするか

質問

近々営業所を新設しようと考へていますが、このような場合どのような届出をすればよいでしょうか。

回答

建設業の許可を受けた者は、商号、名称、営業所の所在地等について変更があったときは、三〇日以内にその旨を国土交通大臣又は都道府県知事に届け出なければなりません。

商号等の変更がない場合も営業年度ごとに定められた書類を提出しなければなりません。

解説

一 許可申請書の変更の届出

建設業の許可を受けた建設業者は、次に掲げる事項について変更があったときは、三〇日以内に、その旨の変更届出書を国土交通大臣又は都道府県知事に提出しなければなりません（建設法一一条・一七条、建設則九条一項）。

① 商号又は名称

② 営業所の名称及び所在地

③ 法人である場合には、その資本金額及び役員の氏名

④ 個人である場合には、その者の氏名及び支配人があるときはその者の氏名

二 許可申請書の届出の添付書類

許可申請書の届出の添付書類

前記一で述べた変更届出書を提出する場合、その変更が次に掲げるものであるときは、それぞれに掲げる書面を添付しなければなりません（建設則九条二項）。

- ① 前記一の①から④までに掲げる事項の変更（商業登記の変更を必要とする場合に限ります。）
……………その変更に係る登記事項を記載した登記事項証明書
- ② 前記一の②に掲げる事項のうち営業所の新設に係る変更……………その営業所に係る建設業法六条四号及び五号の書面並びに許可申請書、変更届出書及びこれらの添付書類の写し
- ③ 前記一の③に掲げる事項のうち役員の新任に係る変更及び④に掲げる事項のうち支配人の新任に係る変更……………その役員又は支配人に係る建設業法六条四号の書面及び略歴書

三 每事業年度経過後に届出を必要とする書類

每事業年度経過後に届出を必要とする書類

① 工事経歴書

② 直前三年の各事業年度における工事施工金額を記載した書面

③ 株式会社以外の法人である場合には貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び注記表、小会社である場合にはこれらの書類及び事業報告書、株式会社（小会社を除きます。）である場合には貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、注記表及び附属明細表並びに事業報告書

④ 個人である場合には、貸借対照表及び損益計算書

⑤ 國土交通大臣の許可を受けている者については、法人にあつては法人税、個人にあつては所得税の納付すべき額及び納付済額を証する書面

⑥ 都道府県知事の許可を受けている者については、事業税の納付すべき額及び納付済額を証する書面

また、許可を受けた建設業者は、建設業の許可申請書に添付した使用人数を記載した書面、使用人の一覧表、國土交通大臣が一定以上の知識及び技術又は技能を有するものと認定した者の一覧表、定款の記載事項に変更を生じたときは、毎事業年度経過後四か月以内に、その旨を書面で國土交通大臣又は都道府県知事に届け出なければなりません（建設法一一条三項・七条二号、建設則一〇条二項）。

四 その他の変更の届出

その他の変更の届出

許可を受けた建設業者は、建設業法七条一号イ又はロに該当する者として證明された者が、法人

である場合にはその役員、個人である場合にはその支配人でなくなつた場合若しくは同号口に該当しなくなつた場合又は営業所に置く同法一五条二号イ、口若しくはハに該当する者として証明された者がその営業所に置かれなくなつた場合若しくは同号イ、口又はハに該当しなくなつた場合で、これに代わるべき者があるときは、二週間以内に、その者について、資格を有する者であることを証する書面を国土交通大臣又は都道府県知事に提出しなければなりません（建設法一一条四項・一七条）。

また、この建設業法七条一号若しくは一五条二号に掲げる基準を満たさなくなつたとき、又は同法八条一号及び七号から一二号までのいずれかに該当するに至つたときも、二週間以内に、その旨を書面で国土交通大臣又は都道府県知事に届け出なければなりません（建設法一一条五項・一七条、建設則一〇条の二）。

このほか建設業者は、建設業法七条一号イ若しくは口に該当する者として証明された者又は営業所に置く同条二号イ又は口若しくはハに該当する者として証明された者が氏名を変更したときは、二週間以内に、国土交通大臣又は都道府県知事にその旨を届け出ることとされています。

ただし、国土交通大臣又は都道府県知事は、氏名の変更に係る本人確認情報（住民基本台帳法三〇条の五第一項に規定する本人確認情報をいいます。）について、同法三〇条の七第三項若しくは五項の規定によるその提供を受けることができないとき、又は同法三〇条の八第一項の規定によるその利用ができないときは、建設業者に対し、戸籍抄本又は住民票の抄本を提出させることができるときとされています（建設則七条の二第二項）。

また、新たに支配人及び支店又は営業所の代表者になった者がある場合には、二週間以内に、次の書面を添付した変更届出書により、国土交通大臣又は都道府県知事にその旨を届け出なければなりません（建設令三条、建設則八条）。

① その者及び法定代理人が、建設業法八条に掲げる欠格要件に該当しない者であることを誓約

する書面

② その者の略歴書

廃業等の届出

許可を受けた建設業者が次のいずれかに該当することとなつた場合には、三〇日以内に、国土交通大臣又は都道府県知事にその旨を届け出なければなりません（建設法一二条、建設則一〇条の三）。

① 許可に係る建設業者が死亡したときは、その相続人

② 法人が合併により消滅したときは、その役員であった者

③ 法人が破産手続開始の決定により解散したときは、その破産管財人

④ 法人が合併又は破産手続開始の決定以外の事由により解散したときは、その清算人

⑤ 許可を受けた建設業を廃止したときは、その許可に係る建設業者であった個人又はその許可に係る建設業者であった法人の役員

六 罰 則

前記一から四で述べた届出について、届出をしなかつた者又は虚偽の記載をして届け出た者は、

六月以下の懲役又は一〇〇万円以下の罰金に処せられます（建設法五〇条・五三条）。

また、前記五の届出を怠ると、一〇万円以下の過料に処せられますので注意してください（建設法五五条）。

参考法令

○建設業法

第七条（許可の基準）

第一条（変更等の届出）

第二十二条（廃業等の届出）

第十七条（準用規定）

第五〇条〔罰則〕

第五十三条〔罰則〕

第五十五条〔罰則〕

第一〇条の二（法第一一条第五項の書面の様式）
第一〇条の三（廃業等の届出の様式）

○建設業法施行規則

第三条（使用人）

○建設業法施行規則

第七条の二（氏名の変更の届出）

第八条（使用人の変更の届出）

第九条（法第一一条第一項の変更の届出）

第一〇条（毎事業年度経過後に届出を必要とする書類）